

## 関係機関の連絡先

名称	TEL
東京家庭裁判所後見センター	03-3502-8311
社会福祉法人 大田区社会福祉協議会 成年後見センター	03-3736-2022
大田区福祉部高齢計画課	03-5744-1250
大森公証役場	03-3763-2763
蒲田公証役場	03-3738-3329
一般財団法人 民事法務協会 成年後見センター	03-3295-5049

## はせさんず市民後見事務所

大田区とその周辺に住む人を対象に高齢者や障害、病気などで判断能力が低下しても、尊厳ある生活ができるように自己決定を尊重し、成年後見制度に関わる相談～市民後見人としての活動を通じて、その人を支えることを目的に本事務所を設立しました。(平成23年1月)

はせさんずは、「困った人がいたら、まず馳せ参ずる」をモットーにしたネーミング。

成年後見制度に関しても困った人がいたら、馳せ参じられるように、成年後見制度の基礎知識を学んだ講座修了生を対象として実務知識習得のフォローアップ勉強会を継続して開催しています。

## はせさんず市民後見事務所のサービス内容

- 成年後見制度・市民後見に関する相談
- 成年後見の手続き業務（申立て～受任）
- 成年後見人等候補者引受け
- 市民後見人の基礎講座を通じた人材育成

上記以外、ご要望があれば、はせさんずの他事業（介護保険・居宅介護支援・訪問介護・障害福祉サービス・予防介護・会員制たすけあい）への連携もいたします。

～お気軽に相談ください～

本リーフレットに関するお問合せ先

## はせさんず市民後見事務所

TEL :  
03-5747-2610



特定非営利活動法人

たすけあい大田 **はせさんず**

〒146-0082 大田区池上 4-28-3

TEL : 03-5747-2610 FAX:03-5747-2620

e-mail info@hasesanz.com

ホームページ <http://hasesanz.com>

## はせさんず市民後見事務所

年をとっても  
障害があっても  
安心して  
自分らしく  
住み慣れた地域で  
暮らせるように！

〒146-0082 大田区池上 4-28-3

TEL : 03-5747-2610



## 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方の権利を守る代理人（後見人等）を選ぶことで本人を法的に守る制度。

判断が必要な行為は、例えば：

- 不動産や預貯金などの財産管理
- 生活に必要な支払・契約などの代理
- 本人に不利益な契約取消し（悪徳商法など）

## 後見

民法において、判断能力が常に欠けている方を保護・権利を守るため本人の代理をする制度です。（意思表示が必要な契約等の法律行為や住所の設定等の事実行為の両面で支援します）

- 未成年後見制度：本人が未成年で親権者がいない方等
- 成年後見制度

## 市民後見人

成年後見制度を職業として関わるのではなく、ボランティアで後見活動に関わる区民です。親族後見人や専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）と同じ役割です。

しかし、市民後見人が持つ知識・実務経験は専門職に比べ明らかに低いため、はせさんずでは、専門職とのネットワークを構築して支援していきます。また法定後見等を受任する場合は、はせさんずが法人として候補申立てをし、法人の責任体制を明確にし、市民後見人の負担を軽減していきます。

## 相談事務所サービスの流れ

### 任意後見

～ 契約による後見の制度 ～

本人が、自分の判断が不十分になったときのために、以下を契約し、公証役場で「公正証書」を作成しておきます：

- 自分の代理人（任意後見人）
- その代理人の権限の範囲（後見事務の内容：生活・療養看護、財産管理など）

実際に本人の判断力が不十分になったとき、家庭裁判所に申立てをし、任意後見人の支援を受ける制度です。

★ 自分の後見のあり方を自らの意思で決定するという「自己決定の尊重」の考え方です。

### 法定後見

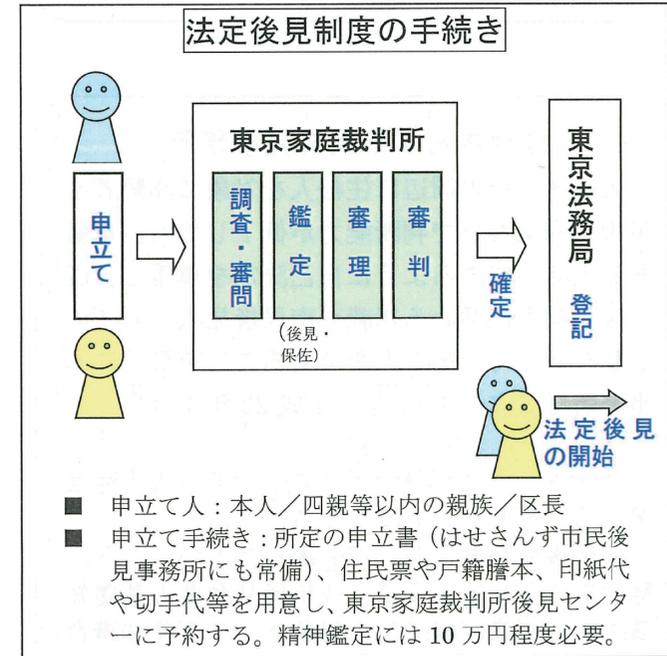
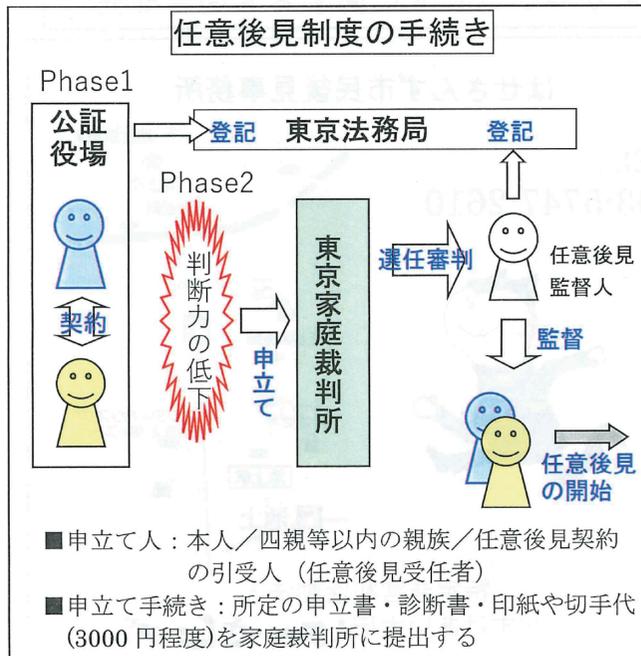
～ 法律による後見の制度 ～

本人の判断がすでに不十分である場合、申立てにより、家庭裁判所の審判により、適任の支援者を選任する制度です。

本人の判断力の程度によって3つの区分（類型）に支援が分かれます。

類型	本人の判断能力の程度
後見	判断力が常時欠けている
保佐	判断力が著しく不十分
補助	判断力が不十分

★類型区分は、医師の診断結果により決定



まずは  
お電話を  
TEL: 5747-2610



相談（初回・第2回・・・）

- 守秘義務が前提
- 成年後見制度の説明
- 相談（外出できない方には出張相談可）



- 任意後見制度：公証役場
  - 公証人との折衝支援
- 法定後見制度：東京家庭裁判所
  - 申立て手続き支援
  - 市民後見人候補